

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月7日

福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県真岡市さくら4丁目1番地20

氏 名 有限会社松本工務店

代表取締役 松本 友一

(法人にあてっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0285-73-1600

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業者の名称	有限会社松本工務店
事業場の所在地	栃木県真岡市さくら4丁目1番地20
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 4.2億円/年
③ 従業員数	20名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	t
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙4のとおり			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	t
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

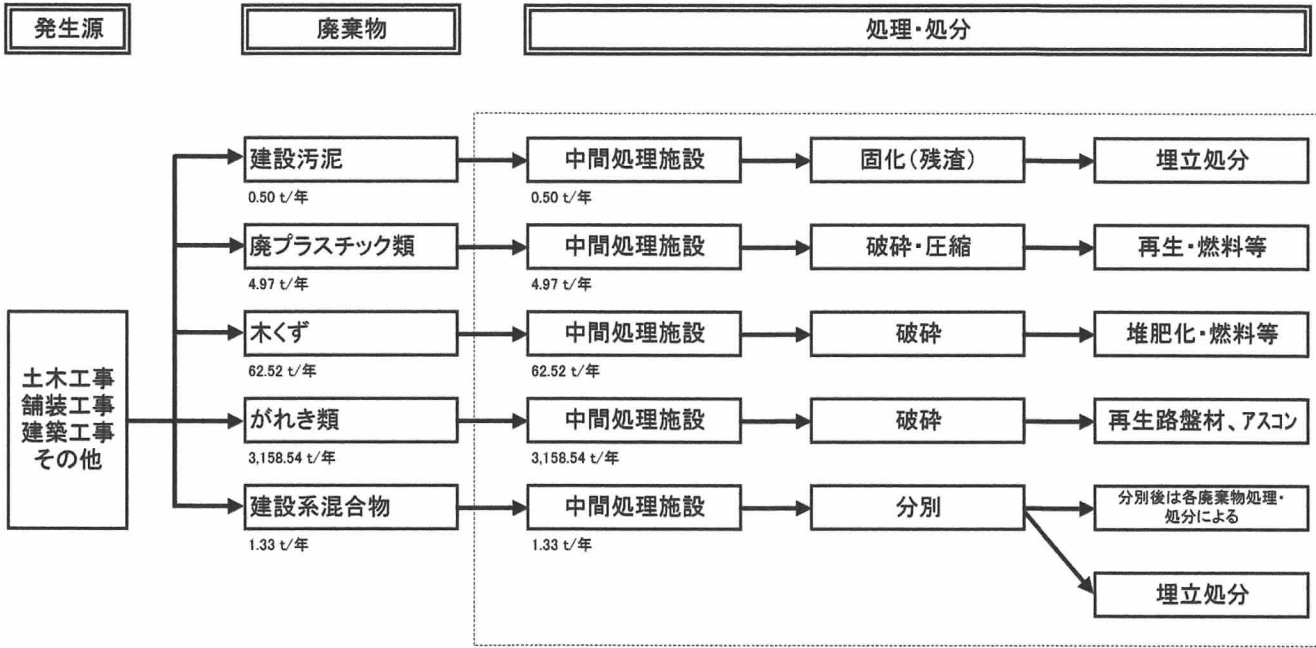
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

廃棄物処理フローシート

※数値は、令和4年度実数値

→ 廃棄物処理の流れ 委託処理部分の範囲



別紙2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

建設副産物適正処理管理体制（図3において管理組織図を示す）

責任者の区分	役職	権限及び責任の範囲
建設副産物 適正処理 総括管理者	総務部長	組織管理、処理基本方針、廃棄物の発生量の把握、 従業員・下請業者の教育指導、処理業者の評価、 委員会の招集
同代理者	工事部長	同 上
建設副産物 適正処理 統括責任者	工事部長補佐	処理業者の選定、委託契約の締結
建設副産物 取扱実務者	現場代理人	マニフェスト制度の実用 廃棄物処理状況の確認 再生資源利用促進(計画・実施)書の作成
事務局	総務部	記録の管理(契約書・マニフェスト) 行政への報告 建設副産物適正処理対策委員会の開催及び議事録の保管

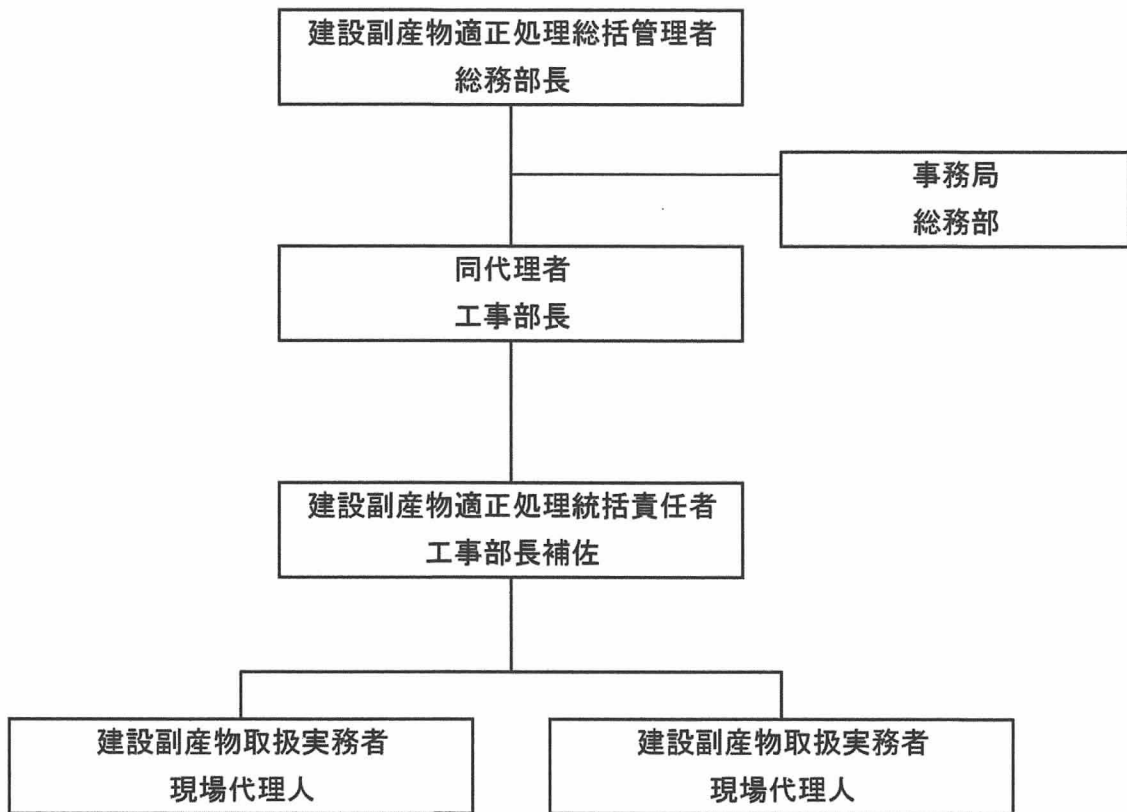
(2) 管理体制の強化

産業廃棄物の適正処理に関する対応を理解・指導ができるような管理体制を構築する。

(3) 教育・研修

廃棄物の種類・発生状況・処理方法・マニフェスト・委託契約書等に関する
注意事項を整理し、講習会を行い廃棄物に対する重要性の認識を深める。

図3 建設副産物適正処理管理体制



別紙3

令和4年度 産業廃棄物の種類別発生・処理実績 令和5年度 産業廃棄物の種類別発生・処理計画

図4

上段: 令和4年度
下段: 令和5年度

廃棄物の種類	年度	排出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	委託処分量				優良認定業者への委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
							委託処分量	優良認定業者への委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量				
汚泥	4	0.50 t	— t	— t	— t	— t	— t	0.50 t	0.00 t	0.00 t	0.50 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	5	0.50 t	— t	— t	— t	— t	— t	0.50 t	0.00 t	0.00 t	0.50 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
廃プラスチック類	4	4.97 t	— t	— t	— t	— t	— t	4.97 t	0.00 t	0.00 t	4.97 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	5	5.00 t	— t	— t	— t	— t	— t	5.00 t	0.00 t	0.00 t	5.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
木くず	4	62.52 t	— t	— t	— t	— t	— t	62.52 t	0.00 t	0.00 t	62.52 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	5	50.00 t	— t	— t	— t	— t	— t	50.00 t	0.00 t	0.00 t	50.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
がれき類	4	3158.54 t	— t	— t	— t	— t	— t	3158.54 t	0.00 t	0.00 t	3158.54 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	5	800.00 t	— t	— t	— t	— t	— t	800.00 t	0.00 t	0.00 t	800.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
建設混合廃棄物	4	1.33 t	— t	— t	— t	— t	— t	1.33 t	0.00 t	0.00 t	1.33 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	5	1.00 t	— t	— t	— t	— t	— t	1.00 t	0.00 t	0.00 t	1.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
計	4	3227.86 t	— t	— t	— t	— t	— t	3227.86 t	0.00 t	0.00 t	3227.86 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	5	856.50 t	— t	— t	— t	— t	— t	856.50 t	0.00 t	0.00 t	856.50 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

別紙4

<産業廃棄物の排出の抑制に関する事項>

	【これまでに実施した取組】	【今後実施する予定の取組】
廃プラスチック等 建設混合廃棄物	分別の徹底により一層の減量を図る。	分別の徹底により一層の減量を図る。
・産業廃棄物全般 汚泥 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず及び 陶磁器くず がれき類 等	発生抑制に努めている。 しかし、工事受注の増減や工事内容により廃棄物の発生量が増減するのが現状である。	当社は建設業である為、工事受注の増減や工事内容により、廃棄物の発生量が増減するのが現状である。 しかし、廃棄物の排出抑制のために、以下の事項を徹底する。 廃棄物の分別により一層の減量を図る。 現場で発生する可能性がある梱包材等に関して出来る限り資材の納入に必要な物を材料納入業者と打合せの上、作業所への持ち込み量を抑制し、減量化を図る。

<産業廃棄物の分別に関する事項>

	【これまでに実施した取組】	【今後実施する予定の取組】
・産業廃棄物全般 汚泥 廃プラスチック 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず及び 陶磁器くず がれき類 等	汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類は、他の廃棄物と一緒にせず別々のダンプトラックで中間処理施設に運搬する。	現状の取組事項を徹底する。

<産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

	【これまでに実施した取組】	【今後実施する予定の取組】
—	当事業場では発生した産業廃棄物の処理に関して、中間処理及び最終処分施設が無いために、そのすべてを委託している。 処分業者は、適正処理を行っている業者を選定する。 再利用化(がれき類の再生利用率はほぼ100%を達成)	適正な処分を行うためには、これまでに実施した取組に記載してある内容を十分に実施することが不可欠である。 がれき類の再生利用率はほぼ100%に達しているが、その他の産業廃棄物に関しては、更なる再利用化(再生、燃料等)を目指し、処理業者とのコミュニケーションを緻密にし、再生処理ルートを確認していくことをこれからも課題とし、今後も努力する。
汚泥	改良土として利用する。	
廃プラスチック・紙くず	燃料として利用する。	
木くず	木材チップとして利用する。	
金属くず	鉄・貴金属として利用する。	
ガラスくず及び陶磁器くず	再生砕石等として利用する。	
がれき類	再生アスファルト混合物、再生砕石として利用する。	
廃石膏ボード	石膏ボード原料として利用する。	
水銀使用製品	水銀として利用する。	
建設混合廃棄物	上記の廃棄物の種類ごとに分別して、再生利用することに努める。	